

『春日部市史第二巻古代中世史料編』目次

口絵

刊行にあたって 春日部市長 三枝安茂

「古代・中世史料編」の刊行によせて 春日部市史編さん委員会委員長 久保谷一美

監修のことば 埼玉大学名誉教授 小野文雄

編集にあたって 編集員 大村進

凡例

史料細目次

第一章 古代の武蔵地域…3

第一節 律令制施行前後の武蔵地域…3

崇神～応神,この朝にかけて、後の武蔵・下総国域に知々夫・無邪志・胸刺、印波・下海上の国造が置かれる…3

景行五十三年八月～十月,景行天皇の東国行幸に際し、膳臣の遠祖磐鹿六鴈が白蛤を膾にして供献した功により、膳大伴部を賜る…4

辛亥年(471)七月,杖刀人首乎護居臣は、百鍊の利刀に自らの系譜と獲加多支鹵大王の天下左治に奉事した由来を刻す…6

安閑元年(534)閏十二月,笠原直使主と同族の小杵が、武蔵国造職を巡って争う…8

舒明五年(633)舍人物部連兄麻呂が、武蔵国造となる…10

大化元年(645)八月五日,朝廷は東国の国司八人を任命して、田畝を校し戸籍をつくらせる…10

天智五年(666),冬、朝鮮半島情勢の悪化により、百済帰化人二千余人が東国に移配され、この後、天武・持統両朝にかけて、百済・新羅の人々が武蔵に移される…12

文武二年(698)九月七日,下総国に大風があり、百姓の盧舎が壊される。この後も武蔵・下総等に災害や飢饉が頻発し、農民を苦しめる…14

大宝三年(703)七月五日,引田朝臣祖父が武蔵守、上毛野朝臣男足が下総守に任ぜられる…16

和銅元年(708)正月十一日,秩父郡から和銅が献上される。朝廷はこれを慶賀して和銅と改元し、この年の武蔵国の庸及び秩父郡の調庸を免除する…17

和銅二年(709),この年、山背国愛宕郡出雲郷の人、出雲臣乎多須が、武蔵国前玉郡へ逃亡する…18

和銅六年(713)五月十一日,武蔵・下総等五国の輸調が、布と■の並進に改められ、翌年正月二十五日、実施される(■糸片に施のつくり)…20

和銅七～霊亀元年(714～715)武蔵国等六か国に大風の被害があり、当年の租調が免除される。

翌年五月二十五日、武蔵等五か国が飢饉により賑貸を受ける…20

霊亀元年(715)五月三十日,武蔵・上総・下野等六国の富民千戸が陸奥の国に移される。以後、蝦夷征圧対策が講ぜられる…21

霊亀二年(716)五月十六日,下総・上総国等七国の高麗人千七百九十九人を武蔵国に移して、初めて高麗郡が置かれる…24

養老三年(719)七月十三日,初めて按察使が置かれ、国司の治績を監察させる。下総・上総・安房の三国は常陸守藤原宇合に、上野等三国は武蔵守多治比真人県守に監察させる…24

養老五年(721),この年、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍が作成される…25

天平二年(730)九月二十八日,朝廷は諸国の防人を停止する…27

天平五年(733)六月二日,武蔵国埼玉郡の新羅人徳師ら男女五十三人が、金姓を賜る…28

天平六年(734)十一月,男衾郡■倉郷笠原里飛鳥部虫麻呂が、調布一端を貢納する。これ以後も下総・武蔵から調庸が貢進される(■けもの片に鳥)…29

天平十年(738),この年の駿河国正税帳に、下総国等坂東諸国の防人らに与えた食料の記載がみえる…30

天平十九年(747)二月十一日,元興寺の封戸として下総国二百戸、武蔵国三百戸が充てられる…32

天平勝宝元年(749)二月五日,朝廷は、下総国の旱と蝗害を救済する。以下武蔵・下総の災害記事を掲げる…33

天平勝宝元年(755)二月二十日,武蔵国部領防人使掾安曇宿禰三国が、武蔵の防人の歌を、また、下総国防人部領使少目県犬養宿禰浄人が、下総の防人の歌を、それぞれ献進する…34

天平宝宇二年(758)八月二十四日,新羅の僧俗七十四人を武蔵国の閑地に移し、新羅郡を置く。以下、関連史料を掲げる…39

天平宝宇三年(759)十二月四日,武蔵国の隠没田九百町が巡察使に勘検される…40

天平宝宇八年(764)十月七日,足立郡出身の丈部直不破麻呂が恵美押勝討伐の功により外従五位下を授けられる。以下、丈部直氏一族の活躍関係史料を一括して掲げる…40

神護景雲二年(768)三月一日,下総国乗瀨・豊嶋の二駅に、中路に准じて馬十疋が配置される…43

神護景雲三年(769)八月十四日,下総国■嶋郡の正倉穀物六千四百余斛が焼失する。次いで、人間郡出雲伊波比神の祟りにより郡の正倉や糶穀が焼失する(■けもの片に爰)…44

神護景雲三年(769),この年、埼玉郡の私市浜人・広成父子が西大寺に布千五百疋、稻六万束を寄進するという…47

宝亀二年(771)十月二十七日,武蔵国が、東山道から東海道に所属替えとなる…50

宝亀十一年(780)七月二十二日,征東使の請により、東海・東山道の諸国に襖四千領の造送、坂東兵士の陸奥多賀城集結、及び下総・常陸両国の糶を陸奥群書に運ぶことを命ずる…52

天応元年(781)十月二十五日,下総国葛飾郡の孔王部美努久咩が、一産に三児を産み、乳母と糧を賜る…53

延暦八年(789)十月十七日,武蔵国高麗郡の人高倉福信が没する…54

延暦十一年(792)六月十四日,武蔵に健児百五人、下総国に百五十人が置かれる…55

延暦二十一年(802)正月十一日,武蔵・下総・上総・下野国など十国の浪人四千人が、陸奥国胆沢城に配置される…57

大同元年(806),この年の牒の抄出に、神護二年七月二十四日武蔵国氷川神社に三戸、また下総国香取神社に七十戸の封戸があると見える…57

天長六年(829)十二月二十七日,武蔵国の空閑地二百九十町を西院(淳和院)の勅旨田とする。この後も武蔵・下総に続いて置かれる…60

承和二年(835)六月二十九日,行路の便をはかるため、東海・東山両道の河津ごとに渡船が増加され、浮橋が造られ、布施屋が設けられる…62

承和四年(837)十月二十六日,埼玉郡出身の延暦寺第二座主円澄(寂光大師)が入滅する…64

貞観元年(859)正月二十七日,武蔵国氷川神が、従五位上の神階を授けられる。以後も下総国の意富比神とともに、神階を上げられる…67

貞観二年(860)三月七日,円仁が、武蔵国の正税穀四百斛と上野国の二百斛を賜る…68

貞観三年(861)十一月十六日,群盗の横行により、武蔵国の郡ごとに検非違使一人が置かれる…70

貞観十一年(869)三月十二日,下総国の検非違使に帯剣把笏が許される…70

貞観十二年(870)九月十五日,新羅人二十人が諸国に移され、武蔵国には金(全)連ら五人が配置される…71

貞観十七年(875)五月十日,下総国の俘囚が叛乱したので、武蔵等四国から兵三百人ずつを派出し救援させる…72

元慶四年(880)五月二十八日,在原朝臣業平が卒する。業平が東国に下った折角田河のほとりで都鳥の歌を詠んだという…73

元慶七年(883)六月二十二日,武蔵国の飢饉に対して、正税稻六万束をもって救済する…76

第二節 武士団の成立…77

昌泰二年(899)九月十九日,坂東諸国に■馬の党など群盗が蜂起し、これ以後も武蔵・下総二国の治安が大きく乱れる(■はにんべんに就)…77

延喜九年(909)十月一日,武蔵国立野牧が勅旨牧となる。以後、立野牧の駒牽関係史料がしばしば見える…80

延喜十九年(919)五月二十三日,武蔵国が、朝廷に前武蔵権介源任の乱行を報告する…82

延長五年(927)十二月二十六日,延喜式が撰進され、この頃の武蔵・下総国の様子を伝えている…85

天慶元年(938)二月,武蔵権守興世王・介源経基が、足立郡司武蔵武芝と争い、この紛争に平将門が介入する…101

天禄二年(971)七月十九日,国用に充てるため、交易進上物として、武蔵国が調布二千端、下総国は同千五百端を貢進する…104

永延元年(987)正月二十四日,平将門を追討した平繁盛が、延暦寺に金泥大般若経一部六百巻を奉納しようとするが、武蔵国の平忠頼・忠光らに妨げられ、この日、朝廷がこれを速やかに運上すべきことを近江・美濃国などの国司に命令する…105

長保五年(1003)正月十六日,武蔵・下総両国司は、平惟良の兵乱について解状を提出する。次いで七月八日に下総守宮道義行の報告により陣の定めが行われる…108

寛仁四年(1020)九月,上総介菅原孝標の娘、下総・武蔵国を経て京に向かう。その途次に太井川、武芝寺を通る…110

長元四年(1031)四月,甲斐守源頼信が、前上総介平忠常の反乱を鎮定する。この乱により房総三国が亡国の状態となる…111

永承六年(1051),陸奥の安倍氏が叛し、中央政府は源頼義を追討將軍として派遣する。この時、多くの坂東兵士が頼義に従う…113

永久元年(1113)三月四日,常陸等五か国司が、内記太郎を殺害した横山党を追討する…114

天養年間(1144~1145),この頃「伊呂波字類抄」が編さんされる。このなかに武蔵・下総関係の記事がみられる…116

久寿二年(1155)八月十六日,悪源太義平は、比企郡大蔵で伯父の前帯刀長源義賢と戦い敗死させる…116

保元元年(1156)七月十日,源為朝が、武総の武士団を従え、白河殿を襲撃する…118

平治元年(1159)十二月,平治の乱起こる。武蔵武士が義朝・義平に従い奮戦する…120

嘉応元年(1169),武蔵国税所が、茜・紫・小葛布などの所当納入を報告する…122

第二章 中世の春日部周辺…127

第一節 鎌倉幕府の支配と武総地域…127

治承四年(1180)五月十日,下河辺行平は、源頼朝に使者を派遣し、源頼政挙兵の用意を告げる

…127

治承四年(1180)九月三日,源頼朝は、安房国より下河辺行平らに参陣を呼びかける書状を送る…
127

治承四年(1180)九月十七日,源頼朝は、下総国府において千葉常胤と参会する…129

治承四年(1180)十月五日,源頼朝は、武蔵国の諸雑事沙汰を江戸重長に命ずる…130

治承四年(1180)十月二十三日,下河辺行平は相模国府において源頼朝から下河辺庄司を安堵される…131

治承四年(1180)十二月十四日,武蔵武士の多くは、本領安堵を源頼朝から受ける…132

治承四年(1180)十二月二十日,下河辺行平は、大倉新亭における弓始めの儀で射手を勤める…
133

養和元年(1181)二月十八日,大河戸広行兄弟四人は、許されて源頼朝の謁見をうける…134

養和元年(1181)七月二十日,下河辺行平は、鶴岡八幡宮宝殿上棟式において源頼朝の暗殺を企てた左中太常澄を捕え、恩賞を受ける…135

寿永二年(1183)二月二十三日,下河辺行平・太田行朝らは、野木宮合戦において、小山朝政を救援し、源頼朝の叔父志田義広を破る…137

元暦元年(1184)正月三日,源頼朝は新ためて武蔵国大河土御厨を伊勢豊受大神宮に寄進する…144

元暦元年(1184)二月五日,下河辺行平・大河戸広行等は、源範頼・義経の下、一の谷合戦に臨むため摂津国に陣する…145

元暦元年(1184)三月二十二日,大井実春は、伊勢国の平氏方を鎮圧するために進発する…146

元暦元年(1184)六月五日,源頼朝は、武蔵国の知行国主となり、平賀義信が国守に任ぜられる…
147

文治元年(1185)正月二十六日,下河辺行平らは、源範頼軍の一員として、周防国より豊後国へ渡海する。ついで、芦屋浦で平家方の原田種直を破る…148

文治元年(1185)八月二十四日,下河辺行平は、九州より帰参し、この日源頼朝に対面し行賞される…150

文治二年(1186)正月三日,下河辺行平は、源頼朝の叙従二位後の直衣始めに、鶴岡八幡宮参詣の随兵を勤める…152

文治二年(1186)二月二日,源頼朝は、下総国知行の国主として、国守に源邦業を推挙する…153

文治二年(1186)三月十二日,八条院領下総国葛飾郡下河辺庄が、関東御分国の年貢未済庄園注文に見える…154

文治元年(1186)三月十三日,源頼朝は、武蔵・下総国などの関東御分国を初めとする諸国の年貢

貢納の再開を、京都に申し出る…155

文治二年(1186)七月二十八日、下河辺行平は、新日吉社領長門国向津奥庄での武士狼藉一件に関し、源頼朝より一件処理を命じられる…157

文治三年(1187)三月十日、春日部兵衛尉は、壇の浦合戦における土佐国夜須行宗の軍功証人として、鎌倉に出頭する…158

文治四年(1188)六月四日、武蔵国埼玉郡大田庄及び下総国下河辺庄などの地頭沙汰に関して、後白河院院宣が鎌倉に到着する…159

文治五年(1189)二月三十日、鎌倉幕府は、上総・下総・安房三国の田畠開発を各地頭に命ずる…161

文治五年(1189)七月十九日、源頼朝は、奥州藤原氏侵攻のために、三軍に分けた中の中軍を率いて、この日鎌倉を出陣するが、この中に下河辺行平らが従軍する…162

建久元年(1190)四月十一日、下河辺行平は、源頼朝の嫡子頼家の弓師として招請され、面目を施す…165

建久元年(1190)十一月七日、下河辺行平・大河戸広行らは、源頼朝の入京行列に随兵として供奉する…166

建久三年(1192)八月、武蔵国大河土御厨が、伊勢大神宮神領注進の中に記載される…169

建久三年(1192)十二月二十八日、幕府は武蔵国大河戸御厨の田数を定め、正官物を伊勢大神宮への祈禱料として奉獻する…171

建久四年(1193)十一月十八日、幕府は、武蔵国大田庄鷲宮神社怪異に対して、即時に神馬奉納などをする…171

建久五年(1194)六月三十日、武蔵国大河戸御厨において、久伊豆神社神人などの喧嘩が生じる…172

建久五年(1194)十一月二日、幕府は、武蔵国大田庄の堤修理を命ずる…173

建久六年(1195)三月十日、下河辺行平らは、将軍源頼朝の東大寺再建落慶供養参列への奈良入り行列に、供奉する…174

建久六年(1195)七月十六日、源頼朝は、武蔵守平賀義信の国衙行政を賞して壁書を国府に掲げる…176

建久六年(1195)十月一日、武蔵国などの関東御分国では、不作により年貢の期限内の収納が不能と、幕府に報告する…177

建久六年(1193)十一月六日、源頼朝は、下河辺行平に対して、子々孫々までも源氏門葉に准じることを御書をもって下す…177

建久八年(1197)、下総国一宮香取神宮式年遷宮の負担分として、下河辺庄に米三百石が課せら

れる…178

正治元年(1199)十一月三十日,幕府は武蔵国の田文作整を進める…179

正治二年(1200)閏二月八日,大河戸重澄は、射手として将軍源頼家の伊豆国への狩に従う…179

建仁三年(1203)九月二日,武蔵国の豪族比企能員一族が、鎌倉に滅亡する…180

元久二年(1205)正月一日,春日部二郎は、幕府の元旦椀飯の儀において馬の引役を勤める…181

元久二年(1205)六月二十二日,武蔵国の有力御家人の畠山重忠は、当国二俣川に滅ぶが、この追討軍に下河辺行平・紀姓春日部氏などが従軍する…182

承元三年(1209)二月十日,武蔵国大田庄の鷲宮神社宝殿が、鳴動する…184

承元三年(1209)十二月十五日,下総国守護千葉成胤らは、守護に関する先祖以来の由緒を、幕府に報答する…184

承元四年(1210)正月十四日,北条時房は、北条氏として初めて武蔵守に任官し、武蔵国務を見る…185

建暦元年(1211)十二月二十七日,幕府は、明春に武蔵国などの大田文作成を命ずる…187

建暦二年(1212)二月十四日,武蔵守北条時房が、郷司職任命を行う…187

建暦二年(1212)十一月二十七日,幕府は、武蔵国以下の関東御分国へ、民の愁訴成敗のために、奉行人派遣を計画するが中止する…188

建保元年(1213)五月三日,和田義盛・横山時兼一党は鎌倉に滅ぶが、この合戦に下総守護の千葉成胤は幕府方の救援に駆け付ける…189

建保元年(1213)五月十七日,武蔵国大河戸御厨八条郷領主山内院宣が失脚し式部大夫重清が新領主となる…192

建保元年(1213)八月二十六日,春日部(大井)実平は、将軍源頼朝の大倉再築御所よりの御行始めの儀に、随兵として供奉する…192

建保二年(1214)七月二十七日,春日部実平は、将軍源実朝の大慈寺落慶供養に、後騎として供奉する…194

建保六年(1218)六月二十七日,春日部実平は、将軍源実朝の任左近衛大将拝賀のための鶴岡八幡宮参詣に、衛府として供奉する…195

(建保六年カ・1218),左大臣九条良輔の遺領として、下総国下河辺庄が見える…197

承久元年(1219)正月二十七日,将軍源実朝は、任右大臣拝賀のための鶴岡八幡宮参詣中に暗殺されるが、この供奉に春日部実平が従う…197

承久三年(1221)五月二十五日,承久の乱に、幕府軍は三手に分かれて大挙上洛する…199

嘉禄二年(1226)四月十日,河越重員は、幕府より武蔵国留守所総検校職に補任される…201

嘉禄二年(1226)九月二十二日,下河辺行光は、幕府南庭における草鹿の勝負において、射手一

番を勤める…201

安貞二年(1228)七月二十三日,下河辺宗光・春日部太郎らは、将軍藤原頼経の三浦義村の田村別荘への渡御に、将軍右方に従士として随行する…202

寛喜二年(1230)正月二十六日,武蔵国大田庄の荒野開発を、北条泰時の公文所が命令する…203

寛喜二年(1230)閏正月二十六日,下河辺氏は、子息を滝口武者として出仕させるよう幕府の命を受ける…204

寛喜二年(1230)二月二十日,小山朝政は、嫡孫長村に所領・所職を譲与する。その中に武蔵国上須賀郷がある…205

寛喜三年(1231)四月二日,幕府は、武蔵国留守所総検校職の職掌について同国在庁に回答を求める…206

貞永元年(1232)十二月二十三日,河越重資は、父重員よりの武蔵国総検校職の譲与を武蔵守北条泰時に安堵される…207

文暦元年(1234)正月十一日,春日部実助は、播磨国清水寺に御油田五町をもとのように寄進する…208

嘉禎二年(1236)八月四日,下河辺行光・春日部実平らは、若宮大路の幕府の新御所移徙の儀に、将軍藤原頼経に供奉する…209

暦仁元年(1238)二月十七日,春日部実平・実季・下河辺行光らは、将軍藤原頼経の入京行列に、随兵として供奉する…210

暦仁元年(1238)六月五日,下河辺行光は、将軍藤原頼経の春日大社参詣に随兵として供奉する…213

仁治元年(1240)八月二日,春日部実季、下河辺行光は、将軍藤原頼経の二所御参詣に、随兵として供奉する…214

仁治二年(1241)八月二十五日,大河戸重村は、明王院北斗堂の落慶供養に、将軍藤原頼経の供奉を勤める…215

仁治二年(1241)九月二十二日,下河辺行光は、駿河国鮎沢における北条経時の狩に随行し、射手の名を挙げる…215

仁治二年(1241)十一月四日,下河辺宗光らは、武蔵国の荒野開発の方違として、安達義景の鶴見別荘に向かった将軍藤原頼経に供奉し笠懸の射手を勤める…216

仁治二年(1241)十一月十七日,箕勾師政は、父政高の承久の乱の功賞として、幕府より武蔵国多摩野の荒野を賜る…218

寛元元年(1243)三月十二日,鳩谷重元は、足立郡鳩谷郷地頭職について奉行人の不法を訴える

…218

寛元元年(1243)七月十六日,春日部実平は、由比ヶ浜における風伯祭を、沙汰する…219

寛元元年(1243)七月十七日,春日部実景・大河戸重澄らは、将軍臨時出御の御供結番衆に選定される…220

寛元元年(1243)八月十六日,大河戸重澄は、鶴岡八幡宮の流鏝馬において的立役を勤める…222

寛元二年(1244)八月十五日,春日部実景らは、鶴岡八幡宮放生会への将軍藤原頼嗣臨席に、供奉人として随う…222

寛元二年(1244)八月十六日,春日部実景は、鶴岡八幡宮の馬場の儀において流鏝馬を勤める…223

寛元二年(1244)十二月八日,大河戸重村兄弟は、前将軍藤原頼経の乙若君の着袴の儀において、引出物として馬を進上する…224

寛元三年(1245)七月二十六日,下河辺宗光は、将軍藤原頼嗣と執権北条経時の妹檜皮姫との婚儀に供奉する…224

寛元三年(1245)八月十六日,大河戸重村は、鶴岡八幡宮の馬場の儀において十列を勤仕する…225

寛元三年(1245)十一月四日,春日部実景は、明年春に予定された前将軍藤原頼経の上京供奉人に、選定される…226

寛元四年(1246),春日部次郎は、年頭の幕府弓始めの儀において射手を勤仕する…226

寛元四年(1246)八月十五日,春日部実景・次郎兵衛尉らは、鶴岡八幡宮放生会への将軍藤原頼嗣参詣行列に、供奉する…227

宝治元年(1247)正月一日,大河戸重澄は、元旦の幕府椀飯の儀において、行騰の進上役を勤める…228

宝治元年(1247)五月十四日,春日部実景・大河戸重村は、将軍藤原頼嗣の御台所檜皮姫の葬送に供奉する…228

宝治元年(1247)六月五日,宝治合戦において、紀姓春日部市の嫡宗や三浦氏系の大河戸氏は滅亡し、春日部の地名も初見される…229

建長二年(1250)三月一日,閑院内裏再建に当たって、下河辺行光跡として河堰五丈分を担当する…235

建長二年(1250)十一月二十八日,幕府は、下総国以下三か国に博奕禁制を発す…237

建長三年(1251)四月十三日,鶴岡八幡宮別当隆弁は、執権北条時頼の鷲宮神社奉幣のために、御使として向かう…238

建長三年(1251)五月八日,河越重資は、武蔵国留守所総検校職に、幕府より任命される…238

建長五年(1253)八月二十九日,幕府は下総国下河辺庄の堤築造を沙汰する…239

康元元年(1256)六月二日,幕府は、奥大道における強盗の取締りを、街道の地頭に命ずる…240

康元元年(1256)十一月二十二日,北条長時は、北条時頼より執権を譲与されるが同時に武蔵国
国務も預けられる…242

正嘉二年(1258)三月一日,大河戸兵衛太郎らは、将軍宗尊親王の初めての二所参詣に、後陣随
兵として供奉する…242

弘長三年(1263)八月二十五日,春日部泰実は、美濃国指深庄地頭職を没収される…243

建治元年(1275)四月二十七日,金沢実時は、下総国下河辺庄前林郷などを、妻藤原氏に譲与す
る…244

弘安元年(1278)十一月一日,金沢実時の室蓮心は、下総国下河辺庄などの所領の安穩を祈って、
称名寺の本尊弥勒菩薩胎内に願文を納める…245

弘安八年(1285)十一月十七日,霜月騒動で武蔵国の有力御家人安達泰盛以下、当国御家人な
どが多く滅ぶ…247

弘安十年(1287)十一月,武蔵国大河戸御厨の領有に関して、大中臣隆直と同定世が争う…249

正応五年(1292)九月十三日,執権北条貞時は、武蔵国大田庄の鷲宮神社本殿を再興する…251

永仁二年(1294)正月,下総国下河辺庄下方の、称名寺領村々の実検目録が作成される…252

永仁二年(1294)十一月十一日,伊賀頼泰は、うるうとの村などの所領を嫡子光貞に譲り渡す。次い
で幕府はこれを安堵する…254

嘉元二年(1304)十二月十六日,春日部弥二郎正弘は、伊勢国へ六波羅両使として派遣される…
255

嘉元二年(1304),これ以前か、称名寺寺用配分状が作成され、同寺領として下総国下河辺庄が見
える…257

嘉元三年(1305)四月二十八日,金沢氏は、瀬戸橋造営のために、下総国下河辺新方分などに棟
別銭を課す…259

嘉元三年(1305)閏十二月十二日,金沢実時の家人倉栖兼雄は、下総国下河辺庄赤岩の樋の一
件を、堤奉行人に付すことを称名寺長老剣阿に伝える…261

徳治元年(1306)六月十二日,下総国下河辺庄が、八条院庁分御領として見える…261

応長元年(1311)十一月十二日,下総国下河辺庄下方赤岩内河の住人二郎太郎やすとうは、二貫
六百文の用途に利息を加えて、来年八月までに納入するとの証文を称名寺に出す…263

正和二年(1313)五月二十三日,某は、下総国下河辺庄の田二町を、称名寺に質入して借錢をす
る…264

正和五年(1316)十一月十日,弘円は、下河辺庄下方大河戸熊野神社に、田畠を寄進する…265

文保二年(1318)正月十六日,尼慈性は、下総国下河辺庄河妻郷内の田を、戒光寺に寄進する…
266

元亨三年(1323)正月十日,尼慈性は、下総国下河辺庄河妻の新田と屋敷を戒光寺に寄進する…
266

元亨三年(1323),上野国村上に住人尼常阿の代理勝智は、倉栖兼雄父子が下総国下河辺庄築
地郷地頭職を押領したことを、幕府に訴える…267

正中元年(1324)二月八日,称名寺領下総国下河辺庄の公事注文が作成される…270

正中元年(1324)八月二十五日,幕府は、下総国高野川の橋構築を称名寺に命ずる…272

嘉暦元年(1326)十月三日,「新方」の検見帳が作成される…272

嘉暦元年(1326)十月十二日,武蔵国埼玉郡須久毛郷の給田畠に関して、守吉と猿渡盛信が和与
する…274

嘉暦三年(1328)八月三日,某は、大河戸の熊野権現に、田地を寄進する…276

正慶元・元弘二年(1332)二月十六日,金沢貞将は、下総国下河辺庄赤岩郷などを不輸の地として、
称名寺に永代寄進する…277

正慶元・元弘二年(1332)十一月二十四日,幕府は、武蔵国大河土御厨内における年貢に関して
野田太郎四郎の召喚を命ずる…278

正慶二・元弘三年(1333)五月二十二日,この日鎌倉幕府は滅亡するが、これより前、金沢貞将は
新田義貞の迎撃のために下河辺に向かい、又、新田軍の鎌倉攻撃に大河戸隆行の代官岩瀬妙泉
が加わる…279

第二節 守護領国制下の春日部周辺…282

正慶二・元弘三年(1333)五月三十日,足利高氏は路次軍勢中に対し、大河戸隆行が味方として
参上するのを妨げないよう命ずる…282

正慶二・元弘三年(1333)十二月十二日,後醍醐天皇は、埼玉郡法華寺に綸旨を下し、当知行地
を安堵する。次いで建武元年二月六日、足利尊氏は、大河原又三郎の濫妨を退けるよう武蔵守護
代上杉重能に命ずる…282

建武元年(1334)二月十三日,僧頼弁と左衛門尉知家は、大河戸宿東森下の畠二段を熊野権現
に寄進する…284

建武三・延元元年(1336)三月二十二日,後醍醐天皇は、下河辺庄内春日部郷などの地頭職を春
日部重行に知行させる綸旨を下す…284

建武三・延元元年(1336)四月,この月、武者所結番が定められ、春日部滝口左衛門尉重行が六番

を勤める…285

建武四・延元二年(1337)四月,妙香院門跡領ならびに別相伝所領目録が作られる。その中に下総国葛飾郡下河辺荘が見え、地頭請所とある…287

暦応二・延元四年(1339)七月十六日,左衛門尉重兼は、相馬長胤後家が去る七月九日の下河辺荘合戦のうちに、代官を参陣させた着到に証判を与える…288

暦応三・興国元年(1340)正月二十四日・八月二十二日,安保光泰は、子息らに所領を譲る。惣領泰規分の中に崎西郡大井郷が見える…289

康永二・興国四年(1343)八月二十一日,石塔義元は、相馬親胤に渋江凶徒退治の軍勢を催促する…292

貞和四・正平三年(1348)九月三日,下総国下河辺庄赤岩内河および同月十四日に赤岩外河の年貢が称名寺に送られる。年未詳の赤岩内河関係の文書を、便宜ここに収める…292

観応元・正平五年(1350)八月二十日,藤原秀親の譲渡所領注文に足立郡上根村の地名が、年未詳の小山氏所領目録に太田荘、下河辺荘付新方などの地名が見える…295

観応元・正平五年(1350)十二月十七日,高重茂は、大河戸熊野権現堂に歳末巻数到来の礼を伝える…297

文和元・正平七年(1352)正月～三月,高麗経澄は、観応二年八月より同三年正月までの軍忠について証判をうける。その軍忠状に足利尊氏に従い鬼窪で挙兵したことが見える。また正平七年三月の軍忠状によれば、閏二月十七日経澄は尊氏に供奉し鬼窪弾正左衛門・鬼窪左近将監・渋江左衛門太郎等と共に南朝軍と戦う…297

文和元・正平七年(1352)九月二日,足利尊氏は、常陸国行方郡倉河郷などの地を下河辺行景に沙汰付けする。なお、しかし、地下人の抵抗をうけ、その関連文書を便宜ここに収める…300

文和四・正平十年(1355)五月二十一日,春日部判官高貞が、伊賀国において討たれる…304

康安元・正平十六年(1361),この年、市場之祭文が作成される。その中に春日部郷市が見える…305

貞治二・正平十八年(1363)七月七日,下河辺荘赤岩などの称名寺領年貢米の結解状が作られる…308

貞治三・正平十九年(1364),この年の内宮式年遷宮に備え、延文五年(1360)に書写された『神鳳鈔』に大河戸御厨の地が見える…310

永徳元・弘和元年(1381)二月五日,某は嶋津左京亮に下河辺荘栗指郷を充行う…312

永徳元・弘和元年(1381)四月十三日,鎌倉公方足利氏満は、鬼窪某に命じて鳩井義景の買得地栢間郷笠原村樽井の在家田畠を尋究させる…312

永徳元・弘和元年(1381)十月七日,鎌倉公方足利氏満は、遍照院僧正頼印を大田庄慈恩寺の

別当職に任じる。次いで同年十月二十七日に宗重孝は、慈恩寺別当職の下地を遍照院雑掌に渡した旨を寛喜寺法印に伝える。その他関連史料を便宜ここに掲げる…313

永徳元・弘和元年(1381)十月二十三日,大河戸熊野神社第四世別当某は、社領の田畠などの坪付けを作成する…315

永徳二・弘和二年(1382)二月二十三日,鎌倉公方足利氏満は、鶴岡八幡宮に武蔵国久良岐郡久友郷の替え地として、高柳郷の地頭職半分を寄進する…316

永徳二・弘和二年(1382)四月五日,足利氏満は、岩井将監、鳩井義景らに命じ、足立郡芝郷大牧村地頭職などの下地を宝泉寺に沙汰付ける。次いで同年四月十三日鳩井義景は、この地を宝泉寺に打ち渡す…317

永徳二・弘和二年(1382)四月二十日,長谷河親資は、小山義政退治のために埼玉郡岩付・大田荘などにおいて軍忠を挙げたことを注進する…318

永徳二・弘和二年(1382)十二月二十五日,鎌倉公方足利氏満は、大田荘の須賀郷半分を勲功の賞として、安保憲光に宛行う…320

永徳二・弘和二年(1382),定仙が、称名寺領赤岩郷の年貢結解帳を作成する…320

永徳三・弘和三年(1383)四月十一日,鎌倉公方足利氏満は、老岐希広と布施家連に命じ、大田荘花積郷内御厩瀬渡と船を、渋江加賀入道の横領を停止し、遍照院雑掌に沙汰させる…323

嘉慶元・元中四年(1387)五月一日,香取社大禰宜大中臣長房が、嫡子まんしゅまるに譲渡した所領中に、下河辺荘彦名関・鶴ヶ曾根関が見える…324

康応元・元中六年(1389)六月三日,浅羽宏繁は、大田荘内の新恩地等を、孫の豊楠丸に譲与する…326

応永二年(1395)閏七月五日,岩松満国の旧領書上げの中に足立郡片柳郷等が見える…327

応永二年(1395)十月十七日,鎌倉公方足利氏満は、安保憲光に大田荘須賀郷半分の替地として、下妻荘内小島郷半分を宛行う。次いで同年十一月二十八日に左京亮盛清と藤原宗秀らは、下妻荘小島郷半分の下地を安保憲光に打ち渡す…328

応永三年(1396)三月,埼玉郡多々羅荘新方の山口義弘が「武蔵国埼玉郡梅若塚略記」を抄録したと伝える…329

応永三年(1396)八月,称名寺雑掌光信は、赤岩郷に対する関中務丞の乱暴の停止を関東府に訴える。なお赤岩郷に關説する文書を便宜ここに掲げる…332

応永四年(1397)七月二十日,鎌倉公方足利氏満は、埼玉郡葛浜郷などを黄梅院に寄進し、管領上杉朝宗は、武蔵守護代千坂越前守に命じ下地を黄梅院に打ち渡させる。また、応永三十三年の黄梅院文書目録に葛浜の地名がみえる…334

応永六年(1399)三月十日,勝覚院幸湛は、上足立・埼玉などの那智山旦那職を廊之坊に永代売

り渡す…337

応永六年(1399)九月二十九日,鎌倉公方足利満兼は、鳩井義兼訴訟の埼玉郡栢間郷内三か村のことを関東管領上杉朝宗に沙汰させる…338

応永二十四年(1417)八月,僧日英は、足立郡河田谷・埼玉郡小林・種垂などの末寺講演職を千代寿と寅菊丸に譲渡する…339

応永二十六年(1419)九月十五日,足利持氏は、下河辺荘彦名関の狼藉を排して鶴岡八幡宮社務尊運に関務を全うさせる…340

応永二十八年(1421)八月十日,法印権大僧都道珍讓帖に下河辺荘玉蔵坊の寺院名がみえる…341

応永三十年(1423)五月二十八日,某は、小曾戸彦次郎に下河辺荘の河辺方中押郷年貢のうち二十貫文を宛てがう…342

応永三十一年(1424)五月晦日,上野守護上杉憲実は、鶴岡八幡宮に下総国幸嶋荘弓田郷などの田畠、在家等を寄進する…342

永享七年(1435)七月十三日,鎌倉宝積寺と富有庵の寺領目録が作成され、その中に新方の地名がみえる…343

永享七年(1435)九月十一日,足利持氏は、関東管領上杉憲実に命じ、渋江次郎左衛門入道を召喚させる…344

永享七年(1435)十月二十八日,常陸国佐竹郡の長倉遠江守義成の追討に太田源次郎が従う…345

永享九年(1437)十二月五日,太郎五郎は、大河戸権現堂に魚沼の田三段を寄進する…346

嘉吉三年(1443)二月三十日,式部丞仲春と長尾景秀は、山村弾正左衛門尉に命じ、春日部氏へ渡し残りの地を打ち渡させる…347

文安二年(1455)十二月,赤岩十四か村および赤岩三か村の年貢銭勘定状が作成される。以下一連の者を掲げる…347

宝徳元年(1449),この年、赤岩の勘定状目録が作成される。また享徳元年に赤岩より二十八貫文が称名寺に送られる…350

宝徳二年(1450)五月十二日,足利成氏は、畠山持国に、長尾景仲・大田資清らに鎌倉第を襲撃され、江の島に逃れたことを報ずる…351

宝徳三年(1451)三月二十七日,鎌倉報国寺塔頭休畊庵が、関東府に注進した寺領証文に埼玉郡栢間郷の地名が見える…353

享徳二年(1453)十一月十四日,幕府管領細川勝元は、上杉憲忠に円覚寺塔頭正統院造営料として武蔵国の棟別銭を寄進させる…355

康正二年(1456)正月二十七日,足利成氏は、埼玉郡大田荘などの攻略に備えて岩松持国を上野国古戸に出陣させ、同月二十八日には佐貫荘へ移陣させる…356

(康正二年・1456)正月二十九日,将軍足利義政は、埼玉郡須賀合戦における横瀬国繁の軍忠と父貞国の討死等を賞する…357

康正二年(1456)二月十日,足利成氏は、大田荘鷲宮大明神に天下泰平、武運長久などの願文をささげる…358

(康正二年・1456)四月四日,足利成氏が、享徳四年正月以来の関東戦乱の状況を三条実雅に知らせた書状中に、埼玉郡の合戦のことが見える…359

康正二年(1456)七月,称名寺は、足利成氏と合戦中の上杉政真、太田資清・資長らに銭を送る…362

長禄元年(1457)三月十八日,慶音尼・俊綱は、下総国結城郡安穏寺に埼玉郡大蔵肥前守知行地を寄進する…363

(寛正元年・1460)四月十九日,将軍足利義政は、上杉教房の大田荘における討死を聞き、子息三郎に足利成氏誅罰を命ず。次いで同月二十一日と二十八日、義政は、上杉房顕・房定に太刀一腰を与え、大田荘合戦での諸士の戦功を賞する。また堀越公方足利政知にはその旨を伝える…365

寛正三年(1462)三月二十三日,養成坊什珍は、武蔵国・下総国などの遠藤・渡辺一族の旦那職を花蔵院に売り渡す…368

文明九年(1477)九月十日,古河公方足利成氏は、鎌倉報国寺の寺領目録に証判する。その中に埼玉郡柏(栢)間本郷の地名が見える…369

(文明十年・1478)十二月十七日,太田資定は、下総国境根合戦の戦勝を円覚寺の塔頭黄梅院に知らせる…370

(文明十一年・1479)閏九月二十四日,古河公方足利成氏は、別符宗幸に命じ上杉顕定に合力させ、また忍城を防備させる…371

文明十二年(1480)十二月二十九日,上杉房定は、長尾重景に命じて津有郷内寺村を春日部又四郎の代官に打ち渡させる…372

長享元年(1487)正月二十八日,聖護院門跡道興は、埼玉郡年行事職を入間郡十玉坊法印賢承に安堵する…373

明応元年(1492)八月十日,将軍足利義材は、武蔵国一宮氷川神社大宮司に天下泰平の祈祷を命ずる…373

明応元年(1492)九月二日,古河公方足利政氏は、高野大橋領として埼玉郡久久保を寄進する…374

文亀三年(1503)三月二十日,東南坊は、武蔵国一円の旦那職を廊之坊に拾貫八百文で売り渡す

…375

永正九年(1512)九月二十四日,天徳叟周瑞は、伊勢大神宮に願書を送り、武蔵・下総の御厨の安泰などを祈念する…376

永正十三年(1516)十二月二十七日,足利政氏は、小山政長の叛意を知り、小山より岩付に移る…377

永正十六年(1519)八月十五日,足利政氏は、武蔵国久喜へ隠居する…378

大永二年(1522)正月十六日,岩付城主太田資家が、死去する…379

第三節 後北条氏の進出と春日部周辺…380

大永五年(1525)二月六日,北条氏綱は、上杉朝興の将太田道可(資頼)を攻めて、岩付城を奪う。ついで朝興・道可・三戸義宣らは長尾為景に関東救援を要請する…380

大永六年(1526)六月七日,上杉朝興は、蕨城を攻め落とす…385

享祿三年(1530)十月二十六日,太田資頼は、道祖土図書助に給分二十九貫五百文を宛行う…386

(享祿三年(1530)以前)十一月二十八日,足利政氏は、太田資頼に、小宮山左衛門尉の足立郡淵江における違乱排除を要請する…388

享祿四年(1531)九月二十四日,太田資頼は、後北条氏に奪われた岩付城を、回復する…389

天文二年(1533)太田資頼は、岩付城を子息資時に譲る…390

天文五年(1536)四月二十日,太田資頼が死去する…390

天文六年(1537)七月二十三日,北条氏綱・氏康父子は、足立郡佐々目郷を、鶴岡八幡宮神領として安堵する…393

(天文七年・1538)二月二日,北条氏綱は、この日出陣して下総国葛西城を落し、さらに岩付城近辺に放火する…393

(天文七年・1538)十月二十六日,足利晴氏は、北条氏綱の忠信に関して、徳陰齋に感状を与える…394

天文十年(1541)十一月二日,北条氏康は、篠窪出羽入道の河越城での戦功を賞する…395

(天文十三年・1544)閏十一月二十四日,太田全鑑は、泰翁宗安と妙高庵に対し、妙高庵主の病状を見舞い、万一死去の時は平林寺・大安寺・安楽寺を宗安に譲ることを了承する…396

天文十五年(1546)四月二十日,北条氏康は、河越城を包囲する上杉(山内)憲政・上杉(扇谷)朝定らの連合軍を破る…398

天文十五年(1546)八月二十八日,太田資正は、後北条氏の城代堺和伊与守の守る松山城を奪い返す…402

天文十六年(1547)七月十日,太田全鑑は、泰翁宗安に平林寺門前、大安寺・安楽寺及び同門前の諸公事を免除する…404

天文十六年(1547)十一月二十一日,北条氏康は、養竹院に、寺領として相模国須崎大慶寺分を安堵する…405

天文十六年(1547)十二月九日,太田資正は、松山城に上田朝直を置き、岩付城に移る…406

(天文十七年・1548)正月二十一日,北条氏康は、遠山氏に岩付より出す人数につき書を送る…407

天文十七年(1548)六月一日,綱繁は、埼玉郡白岡薬師堂に、白岡薬師堂免一貫二百文を寄進する…408

天文十八年(1549)九月三日,岩付城太田資正は、太田荘慈恩寺に本坊・新坊六十六坊を安堵する…408

(天文二十年・1551)八月二十三日,北条氏康は、太田資房に松山着城のことを伝え、証人指出を命ずる…409

天文二十年(1551)十二月十一日,北条氏康は、足利晴氏の家宰築田晴助に起請文を送り、盟約する…411

天文二十二年(1553)五月二十一日,聖護院門跡は、足立郡大行院・玉林坊に御教書を発し、上・下足立郡の伊勢熊野先達衆分旦那職などを安堵する…412

天文二十二年(1553)六月十一日,太田資正は、埼玉郡忠恩寺に門前の人足棟別役を免除する…414

天文二十三年(1554)四月八日,太田資正は、足立郡清河寺の蘆根齋に、昌書記の郡内出入と、寺僧以外の同寺への入寺を禁じまた門前の者の他所移転を禁ずる…415

天文二十三年(1554)十二月二十三日・二十四日,足利梅千代王丸(義氏)は、埼玉郡鷲宮神社の社領及び野田左衛門大夫の下総国幸嶋郡栗橋等の所領を安堵する…416

弘治二年(1556)三月五日,太田資正は、上足立郡三十三郷の伊勢熊野先達衆分檀那職を、足立郡大行院に安堵する…419

(弘治二年・1556)四月四日,北条氏康は、太田資正に、佐竹義昭との盟約について指示する…420

(弘治二年・1556)十一月二十九日,太田資正は、下足立郡三十三郷の旦那職を、足立郡玉林坊に安堵する…422

弘治三年(1557)四月八日,太田資正は、道祖土図書助に判物を発給し、比企郡三尾谷郷の伝馬出役の百姓の田地指上げを禁止する。また同日、足立郡赤井坊の寺領を安堵する…423

(弘治三年・1557)七月十一日,太田資正は、鷲宮神社の神主民部大輔に出陣の状況などを伝え

る…425

永禄元年(1558)四月十一日,北条氏康は、築田晴助に起請文を送り、足利義氏の関宿城への移座と、晴助の古河城への移転及び知行地安堵の三か条を約束する…426

永禄元年(1558)六月一日,足利義氏は、関宿城に移るについて、梁田晴助に書を送る…428

永禄二年(1559)二月十二日,後北条氏は、家臣団の所領役高帳を作成するがその中に太田資正が他国衆として見える…430

永禄二年(1559)十月十三日,太田資正は、足立郡金剛寺の門前へ、公方人の立入りを禁ずる…431

永禄三年(1560)五月二十三日,足利晴氏が関宿において没する。晴氏発給の年不詳文書を便宜ここに収める。渋江孫次郎の白鳥献上を謝する。また、鷲宮神社に、鷲宮関・町役を安堵し、大田荘内の篠崎郷を安堵する…432

永禄三年(1560)六月二日,龍正休庵及び舞木定綱は、それぞれ書を金剛乗院に送り、同月十二日に久喜甘棠院で足利晴氏の葬儀を行う旨を伝える…434

(永禄三年・1560)九月十五日,太田資正は、平岡孫六の長瀬での戦功を賞する…436

(永禄三年・1560)十二月二日,北条氏康・氏政は、長尾景虎の来攻に備え、池田安芸守を河越に籠城させる…436

(永禄三年・1560)十二月二十四日,長尾景虎は、太田資正に正木憲時と原胤貞の抗争の仲介を命ずる…437

永禄三年(1560)十二月晦日,太田資正は、息男の寿能城主潮田資忠に大宮・浦和宿などを与える…438

永禄三年(1560)太田氏資は、勝田佐渡守に岩付領連雀の公事・棟別役を免許する…439

永禄四年(1561)二月十二日,長尾景虎は、太田資正らを先陣とし小田原を攻める…440

永禄四年(1561)三月二十二日,太田資正は、鶴岡八幡宮に制札を発給する…441

永禄四年(1561)三月,上杉景虎は、鶴岡八幡宮参詣のおり、忍城主成田長泰をはずかしめる。そのため、関東の諸将は陣をはらい、景虎は上州平井城に退く…442

永禄四年(1561)閏三月十六日,上杉政虎は、起請文を築田晴助に送り、古河公方の擁立を約する…444

永禄四年(1561)四月八日,北条氏康・氏政連署して、河越籠城に駿府から馳せ参じた小倉内蔵助の軍功を賞し、河越庄内の網代郷を与える…445

永禄四年(1561)五月二十日,太田資正は、河越庄内小室・矢沢の百姓分等を比企佐間助に安堵する…446

(永禄四年・1561)五月二十八日,北条氏康は、金剛王院に分国内の徳政施行と、上杉政虎の関

東出陣をめぐる状勢を報告する…447

(永禄四年・1561)六月十日,近衛前嗣は、上杉政虎に太田氏資や成田長泰らの様子を伝える…451

(永禄四年・1561)七月十五日,北条氏康は、野田氏に足利義氏の小金移座を伝えるとともに、去年の関宿籠城の戦功を賞する…452

(永禄四年・1561)十月五日,近衛前久は、上杉政虎に北条氏康の松山口出陣等を伝え、政虎の関東出陣を求める…453

永禄四年(1561)十二月二十一日,太田資正は、比企左馬助の戦功を賞し、比企郡代とする…454

(永禄四年・1561),上杉政虎は、味方の陣幕注文を作成する。武州衆として成田長泰、岩付衆として太田資正らの名が見える…455

(永禄四年・1561)北条氏康は、北条長綱(カ)に太田資正・成田長泰の逆心を知らせる…458

(永禄五年・1562)二月一日,里見義堯は上杉輝虎(政虎)に、下総市川着陣等を伝え、輝虎の岩付参陣要請に応ずる旨を伝える…459

(永禄五年・1562)二月二十八日,須田栄定は、梶原政景に、上杉輝虎の館林攻撃・厩橋入城、自信の佐野進攻等を伝え、岩付城留主中の防備用心の必要を知らせる…460

(永禄五年・1562)三月二十一日,北条氏康は、本田某の忠節に対し、江戸筋一か所、足立郡内二か所の所領を与えることを約し太田氏の指南を受けるように命ずる…462

(永禄五年・1562)七月二十七日,太田資正は、道祖土凶書助の赤浜の原合戦の戦功を賞する…463

(永禄五年・1562)八月十四日,太田資正は、伊達輝宗に書状と太刀一腰を贈り親交を計る…464

永禄五年(1562)八月二十六日,北条家は、本田某に、足立郡に知行地を与えるが、越谷・舎人の地は保留する旨を伝え、一層の忠節を命ずる…465

(永禄五年・1562)九月,上杉輝虎は太田資正・梶原政景父子に、関東出陣の困難であること、来春は上野国に出陣することを伝える…466

(永禄五年・1562)十月二十九日,武田信玄は、遠山三郎兵衛入道に、北条氏康の合力として近日中出陣する旨を伝え、岩付家中に堅固な意見をすることを要請する…466

(永禄五年・1562)十二月十八日,上杉輝虎は、那須資胤に松山城救援のため越山したことを伝え、資胤の出陣を要請する…467

永禄六(七カ)年(1563)正月二十日,北条康成は、堀内孫太郎に国府台合戦の戦功として南部黒鞍置馬を贈る…468

永禄六年(1563)二月二十一日,北条氏康は、結城晴綱に、上杉輝虎の岩付退散等を伝える…469

(永禄六年・1563)四月十五日,上杉輝虎は、葦名盛氏に、関東の動静などを知らせる…470

永禄六年(1563)七月二日,太田資正は民部大輔に、同資房は大膳大夫に任命される…474

(永禄六年・1563)十月四日,近衛前久は、太田資正昇進の執りなしのことを伝え、翌五日、近衛家の諸大夫北小路俊直は、資正昇進の口宣案が下された旨を伝える…475

(永禄六年・1563)十月九日,北条氏康は、太田資正に盟約を申し入れる…476

(永禄六年・1563)十一月二十四日,太田資正は、三戸駿河室(としやう)に、足立郡代山の内寺山・たいの端の地を安堵する…479

(永禄六年・1563)閏十二月五日,上杉輝虎は、富岡重朝に信玄・氏康の金山城攻略を伝え、太田資正らと桐生に移陣することを命ずる…480

(永禄六年・1563)閏十二月五日,恒岡資宗・佐枝信宗は、牛村助十郎に連署状を出し、入間川の堤防築造を命ずる…480

(永禄六年・1563)閏十二月二十七日,上杉輝虎は、里見義堯・義弘に厩橋着陣等と関東の情勢を知らせ、里見父子の救援を要請する…482

(永禄七年・1564)正月一日,北条氏康は、太田康宗・恒岡信宗(カ)に太田康資の叛逆を知らせ、葛西城の入城禁止等を命ずる…484

(永禄七年・1564)正月四日,北条氏康は、江戸城より秩父・西原両氏に至急の参陣を要請する…485

(永禄七年・1564)二月二十五日,北条氏康は、会田・窪寺両氏に、江戸への岩付衆着陣を命ずる…486

永禄七年(1564)二月二十八日,北条氏照は、国府台合戦における小針小次郎の戦功を賞する…487

(永禄七年・1564)七月二十九日,上杉輝虎は、上野國小泉城主富岡重朝に、太田氏資が父資正を追い、岩付城を奪った変動を伝え、武蔵国内の備えを固めさせる…488

(永禄七年・1564)八月四日,將軍足利義輝が上杉輝虎に後北条氏との和睦を勧めたのに対し、輝虎は自分の関東管領職相続の経緯と、北条氏康の岩付城攻略その他の非道を述べ、受け入れ難いとする…489

(永禄七年・1564)八月二十三日,北条氏康は、太田氏資に松山城出陣を告げ、弟を人質として差し出すよう厳命する…493

永禄七年(1564)九月七日,太田氏資は、家臣の内山弥右衛門尉に、足立郡柴の郷沼尻と柳崎のうち原分を宛行う…494

(永禄七年・1564)九月十五日,那須資矩は、白川晴綱に、北条氏康父子が岩付付近に陣をとったことを知らせる…495

永禄七年(1564)十月十五日,太田氏資は、比企郡井草の百姓中に十年間の諸役免除と、遷往して荒野を開発することを命ずる…496

(永禄七年・1564)十月二十七日,奥州三春城主田村氏の一族の田村月斎は、太田資正が宇都宮に移ったことを慰める…497

(永禄七年・1564)十一月二十七日,太田道誉は、沼田城将河田長親に対し、上杉輝虎が黄金百両を送ってくれたことを謝し、自分は隠退したこと、息子の梶原政景を取り立ててほしいことを輝虎に伝えるよう依頼する…499

永禄七年(1564)十一月二十八日,太田氏資は、先例の通り渋江鑄物師に諸公事を免除する…500

永禄七年(1564)十二月十九日,太田氏資は、先例に従って足立郡清河寺の諸公事を免除する…501

永禄八年(1565)二月二十日,太田氏資は、大行院に上足立三十三郷の伊勢熊野先達職衆分檀那職を安堵する…501

(永禄八年・1565)二月二十四日,上杉輝虎は忍城主成田氏長に、関東に急ぎ出陣することを知らせ、厩橋に参陣するよう要請する…502

(永禄八年・1565)三月六日,足利義氏は、関宿城攻めにおける豊前氏景の戦功を賞する…503

永禄八年(1565)四月,太田氏資の家臣河目資好は、大嶋大炊助に足立郡宮内村十貫五百文の所領を安堵する…504

(永禄八年・1565)五月七日,太田道誉は、上杉輝虎の支援をうけ岩付城奪回をはかるが、失敗する…505

永禄八年(1565)五月十五日,太田氏資は、宮城泰業に足立郡舎人郷を宛行う…506

永禄八年(1565)六月二十一日,太田道誉は、高麗豊後守に足立郡加村などの地を宛行う…506

(永禄八年・1565)六月二十七日,上杉輝虎は安房の里見義弘に、去年七月の岩付の政変などを伝え、太田道誉を先導として武蔵へ出兵するよう要請する…507

(永禄八年・1565)七月二日,梶原政景は、三戸十郎に足立郡木崎郷内の細谷刑部左衛門尉の知行地を与える…509

(永禄八年・1565)七月八日,上杉輝虎は、三戸駿河守の妻(としやう)に、太田道誉・政景父子が上杉方に尽力するよう意見することを依頼する…510

(永禄八年・1565)七月八日,上杉輝虎の奉行人河田長親は、輝虎の直書に添えて三戸駿河守妻(としやう)に手紙を送る…511

(永禄八年・1565)七月十六日,上杉輝虎は三戸駿河守に、太田道誉と心を合わせて忠節を尽くすよう命ずる…511

(永禄八年・1565)十一月二十一日,越後浅貝に到着した上杉輝虎は、里見義堯に対し武蔵に出陣し、太田道誉と調談するよう要請する…512

永禄八年(1565)十二月十八日,梶原政景は、叔母のとしやうに入間郡府川郷等の所領を安堵する…513

(永禄九年カ・1566)二月二十三日,足利藤氏は、小山高朝に大田庄内十七郷の知行安堵を予約する…514

(永禄九年・1566)九月十七日,太田氏資は、奉行中に印判状を発給し、内山弥右衛門尉の足立郡柴郷の棟別五軒分を免除する…515

永禄九年(1566)十月二十一日,太田氏資は、玉林坊に下足立三十三郷の年行事職を安堵する…516

永禄九年(1566)十一月二十三日,太田氏資は、埼玉郡飯塚の法華寺に門前諸公事棟別諸勸進を免除する…516

永禄九年(1566)十一月二十八日,太田氏資は、足立郡小室関加井坊に、訴訟中の田を所領と合わせて安堵する…517

(永禄九年・1566)十二月十二日,北条氏康は、太田氏資に埼玉郡鷲宮社領の保護を命ずる…518

(永禄九年・1566),上杉輝虎は、常陸の小田氏治を攻めるため太田資正らの出陣を要請し、軍役を割り当てる…519

(永禄十年・1567)正月二十六日,下野国佐野に在陣する上杉輝虎は、梶原政景に父とともに佐野に参陣することを求める…520

永禄十年(1567)七月十九日,太田氏資は、平林寺の泰翁宗安に埼玉郡馬籠と四条村の寺領を安堵する…521

永禄十年(1567)八月二十三日,太田氏資は、上総国三舟山で戦死する…522

第四節 後北条氏の領国支配と終焉…523

永禄十年(1567)九月十日,北条氏政は、賀藤福に父の所領を安堵する。文中に上総の三舟山の戦いで、太田氏資がしんがりをつとめ、作戦上の失敗があったとある…523

(永禄十年・1567)九月十日,北条家は、岩付領の足立郡飯田郷に禁制を出す…524

(永禄十年・1567)九月二十七日,上杉輝虎は、三戸駿河守妻としやうに、太田道誉が岩付を奪還するよう働きかけを依頼する…525

永禄十年(1567)十月二日,北条家は、平林寺に禁制を発行し、竹や木を切ること、田畠を刈り取ることを厳禁する…526

(永禄十年・1567)十一月十二日,北条氏政は、家臣大草左近大夫に、上杉輝虎が沼田まで戻ったこと、岩付統治の方針を定めて江戸城に入ったことなどを知らせる…527

永禄十年(1567)十二月二十三日,北条家は、内山弥右衛門尉の所領計二十貫文を安堵する。また同日には足立郡原宿で検見を行う…528

永禄十一年(1568)二月十二日,仙波中院の末寺の岩槻慈恩寺は、同じ末寺の吉祥寺が、本山の統制にそむいたことを非難する証状を中院に提出する…530

永禄十一年(1568)六月二十三日,北条家は、泰翁宗安に、私領の内の加倉十分の一と野本鎌倉方の代官職を保障する…531

(永禄十二年・1569)正月二十七日,武田信玄に敗れた今川氏真は、太田十郎に書状を送る…532

(永禄十二年・1569)二月十一日,太田道誉は、上杉輝虎の重臣山吉豊守に関東の情勢を知らせ、関宿城救援のため、輝虎の関東出馬を要請する…533

永禄十二年(1569)二月二十九日,上杉輝虎は、太田道誉に北条氏康と講和はしない、もし講和する場合は必ず里見・佐竹氏らと相談することを報ずる…536

(永禄十二年・1569)三月七日,上野国白井城主長尾憲景は、上杉輝虎に佐竹氏の小田攻めの状況などを述べ、太田道誉父子らの意見をいれて、関東に出陣するよう懇請する…538

永禄十二年(1569)三月十四日,北条氏政は、多田新十郎に駿河国薩■山での武田信玄軍との戦いにおける功を賞する(■つちへんに垂)…540

(永禄十二年・1569)四月二十一日,太田道誉は、越・相講和につき五か条の意見を河田長親と山吉豊守に提出する。また同日、子息政景と連名で、別に七か条の意見を河田長親に送る…540

(永禄十二年・1569)五月五日,武田信玄は、太田宮内大輔に、太田三楽斎父子が武田方に付くよう説得することを要請する…543

(永禄十二年・1569)五月二十三日,北条氏政は、江戸刑部少輔らに、太田十郎・笠原某が駿河国興国寺城守備の先番を勧めるよう命ずる…543

(永禄十二年・1569)六月二十七日,武田信玄は、太田道誉に、後北条氏との戦いにあたり協力を依頼する。また同日、梶原政景に対しても、佐竹義重・里見義弘とともに古河公方の鎌倉還御のため奔走することを要請する…544

(永禄十二年・1569)六月二十八日,北条氏照は、野田政朝に、越相一和のこと、上杉輝虎が信濃・甲斐へ討ち入ること、上野一国が上杉へ帰属したことなどを伝える…546

(永禄十二年・1569)七月一日,北条氏政は、野田政朝に、武田信玄の駿河出陣を伝え、由井城の留守居として栗橋衆の派遣を要請する…548

(永禄十二年・1569)十月二十八日,上杉輝虎は、梶原政景に、上野国沼田出陣を伝え、父道誉とともに参陣することを命ずる…549

(永禄十二年・1569)十一月二日,北条氏政は、井田平三郎の岩付在番の辛労をねぎらい、蜜柑などを贈る…550

(永禄十二年・1569)十一月二十日,上杉輝虎は、梶原政景に、上野国沼田への着陣を伝え、重ねて父道誉との参陣を促す…551

(元亀元年・1570)正月十日,上杉輝虎は、太田道誉に、佐竹義重の参陣方を要請する…552

(元亀元年・1570)二月一日,武田信玄は、梶原政景に、関東諸城の攻略を報じ、岩付城奪回の計策を勧める…553

(元亀元年・1570)二月六日,遠山康光は、由良成繁に、太田道誉へ岩付城返還のこと、上杉家への養子のこと、梶原政景人質のことなどを伝える…554

(元亀元年・1570),北条氏邦は、進藤家清に、北条氏からの養子は輝虎の佐野在陣中には実現困難を告げ、岩付城の帰属交渉を先に行うことを要請する…555

(元亀元年・1570)二月十八日,北条氏康・氏政父子は、上杉輝虎に起請文を送り、梶原政景を人質として岩付城を太田道誉に返還すること、輝虎に養子を渡すことを約束する…556

元亀元年(1570)二月十日,北条康成は、埼玉郡百間西光院とその寺家中に対する当番衆の狼藉を厳禁する…558

(元亀元年・1570)三月九日,上杉輝虎は、太田道誉の行動に不信を示し、大石芳綱に誓詞などをとるように命ずる…559

(元亀元年・1570)四月十日,後北条氏は、石切の左衛門五郎に岩付城など武蔵の城普請のため石切出しを命ずる…560

(元亀元年・1570)四月二十四日,上杉輝虎の家臣山吉豊守は、三戸駿河守室に、輝虎と太田道誉との仲介の労を取るよう依頼する…561

(元亀元年・1570)六月一日,北条氏政は、笠原助三郎・太田十郎らに岩付当番衆の不足につき、坪和某を検使として遣わすことを伝える…563

元亀元年(1570)六月九日,後北条氏は、内山弥右衛門尉に、横身郡大串郷の替地として足立郡間室窪在家分を宛行う…564

(元亀元年・1570),上杉輝虎は、太田道誉の働きにより佐竹氏が上杉方になったこと、後北条氏との和議のことなどを伊勢寿丸老母に伝える…565

(元亀二年・1571)四月二十二日,足利藤政は、太田道誉と岡本禅哲に、武田信玄の武蔵侵攻を伝え参陣を要請する…566

(元亀二年・1571)八月八日,上杉謙信は、三戸駿河守室に対し、太田道誉・梶原政景父子と疎遠になったのを仲介して、関東進出に際し謙信方として働くよう説得を要請する…567

元亀二年(1571)九月二十五日,北条氏照は、小田野源太左衛門尉に対し、年来の忠信により埼

玉郡内牧郷を宛行い、近年の不作のため前年の知行役を免除する…568

(元龜二年・1571)十一月晦日、後北条家は、内山弥右衛門尉に、柿木川戸の年貢未進分六貫文を与える…569

(元龜二年・1571)十二月五日、上杉謙信は、三戸駿河守に、関東進出に当たり太田道誉・梶原政景父子が、佐竹義重と共に謙信方として参陣するよう働きかけを要請する…570

(元龜三年・1572)正月九日、北条氏政の代替りに当たり、宮城四郎兵衛尉・道祖土図書助・鈴木雅楽助らが軍役を改定される…571

元龜三年(1572)二月九日、北条氏繁は、埼玉郡大相模不動院が岩付祈願所であることを確認し、諸役免除を保証する…575

(元龜三年・1572)三月十五日、上杉謙信は、三戸駿河守屋に、太田道誉父子が謙信に対し忠信を尽すよう仲介方を依頼する…576

元龜三年(1572)六月二十一日、後北条氏は、宮城泰業と尾崎常陸守の争論を裁許して、尾崎大膳の跡目を大膳娘時宗に相続させる…577

(元龜三年・1572)八月二十二日、河田長親は、三戸駿河守屋に太田道誉・梶原政景父子の上杉謙信への忠信を依頼する…578

元龜三年(1572)九月二十四日、後北条氏は、岩付衆内山弥右衛門尉に、この年の扶持給六貫文を岩付蔵奉行より受け取ることを命ずる。以後天正八年まで同様の印判状が発給される…579

天正元年(1573)二月四日、北条氏繁は、関根図書助に、糟ヶ辺での合戦の功を賞し官途をを約束する…582

(天正元年・1573)三月五日、上杉謙信は、会津の游足庵淳相に関東・東海・北陸の戦況を伝える。文中に前年十二月の北条氏政の下野出兵と岩付への敗走のことが見える…582

(天正二年・1574)正月十六日、足利藤政は、太田道誉に対し、北条氏政の関宿城攻撃と佐竹義重の救援、上杉謙信の梁田支援を期待する旨を伝える…586

(天正二年・1574)三月十三日、上杉謙信は、木戸忠朝ら羽生城の三将に上野の戦況を報じ、武蔵出陣のため太田道誉父子・築田晴助らに参陣を催促するよう求める…587

(天正二年・1574)四月四日、上杉謙信は、木戸忠朝ら羽生城三将に、佐竹義重の同陣を急がすべきことを太田道誉に伝えさせ、一両日中に羽生筋へ下ることを報ずる…590

(天正二年・1574)五月十日、上杉謙信は太田道誉に、和田城の攻略と宇佐美駿河守の鴻巣表出陣を告げ、道誉の厩橋参陣を要請する…592

天正二年(1574)六月二十一日、後北条氏は、大宮社人と潮田資勝との木材伐採訴訟に対し、両者相談して大宮社の修理・祭礼を勤めることを命ずる…593

(天正二年・1574)九月十三日、後北条氏は、太田氏資の証文に基づき渋江鋳物師に権利を安堵

する…595

(天正二年・1574)十月九日,北条高定は、太田康資に、上杉謙信が越山し、近日上野国新田着陣を伝え、協力を要請する…596

(天正二年・1574)十一月二十四日,上杉謙信は、那須資胤に、関宿城救援のための利根川渡河と各地での戦況を伝え、資胤の小山参陣を要請する…597

(天正二年・1574)十一月二十七日,上杉謙信は、下野小山の陣中より萩原主膳亮ほかに後北条氏の攻撃による関宿城の危急を告げ佐竹義重の参陣を促す…598

(天正二年・1574)十一月二十九日,上杉謙信は、佐竹義重に明日義重と同陣して梶原政景を招き誓詞血判する旨を伝え、関宿救援のため重ねて義重の参陣を要請する…601

(天正二年・1574)閏十一月十八日,北条氏政は、常陸の小田氏治に、上杉謙信の敗北、羽生城の自落、関宿城の開城などを告げる…602

(天正二年・1574)十二月二日,芳春院周興らが、古河公方足利義氏御料所及び知行人目録を北条氏政に提出する…603

(天正二年・1574)十二月十六日,築田持助は、関宿城を北条氏政に渡し、下総水海域に入る。氏政は持助赦免等三か条の条書を持助に示す…608

(天正三年・1575)三月一日,小田原評定衆笠原康明は、玉林坊に、国増丸の岩付移住を伝える…609

天正三年(1575)三月十五日,築田持助は、戸張将監に、先記の如く吉川宿を安堵し、同宿の諸役を七年間免除する…611

天正三年(1575)十一月十九日,後北条氏は、下総国吉祥寺に対し、香油銭・扶持給等を、岩付衆の佐枝信宗・恒岡資宗から受け取るように伝える…612

(天正四年・1576)五月二十二日,後北条氏は、勝田大炊助に、岩付領内での連雀公事と棟別銭を免除する…613

天正四年(1576)九月二十八日,北条氏照は、佐倉・関宿間、葛西・栗橋間の被官船一艘の往復を認め、横合非分を禁ずる…614

天正五年(1577)四月二十八日,聖護院門跡道澄は、岩付の護摩堂に岩付以下騎西十六郷半の伊勢・熊野参詣先達職、及び年行事職を安堵する…614

天正五年(1577)五月二十六日,後北条氏は竹谷・大野両氏宛に、入間郡府川郷の検地書出しを発し、増分のうち五貫文を両氏に与え、年貢四十一貫三百五十文を毎年岩付御蔵に納入すべきことを命ずる…615

天正五年(1577)七月三日,武田氏は、小淵の不動院に定書を与え、西上州における年行事職を安堵する…617

(天正五年・1577)七月十一日,結城晴朝は、宇都宮国綱に、後北条氏の関宿着陣を伝え、警戒を嚴重にするよう要請する…617

(天正五年・1577)七月十三日,後北条氏は結城晴朝攻略にあたり、岩槻の諸奉行の規程を定める…619

天正五年(1577)閏七月一日,某は、下総関宿の網代宿と台宿町人衆に、舟橋の構築を命ずる…625

(天正五年・1577)八月二日,某は、足立郡鳩井村の竹木管理を船戸大学に命ずる…626

(天正五年・1577)十月二十日,後北条氏は、井草細谷資満分と大田窪千葉分に竹供出を命ずるとともに竹の伐採についての制限を伝え、岩付城所用のため、竹藪の養育を命ずる…627

(天正六年・1578)三月二十六日,上杉景勝は、太田道誉に上杉謙信の死を伝え謙信遺物の細刀一腰を送り、入魂を要請する…629

(天正六年・1578)十二月十四日,後北条氏は、比企郡三保谷郷の道祖土康玄に、水損のため、定納分を半減し、岩付城へ納めることを命ずる…630

天正七年(1579)二月二十五日,北条氏舜は、某に内牧拾九貫三百文を宛行う…631

(天正七年・1579)四月二十九日,後北条氏は、入間郡府川郷の小沢図書助分百姓中から、野本より岩付まで板五十枚を運ぶ人夫一人の徴発を命ずる…632

天正七年(1579)六月十日,後北条氏は、岩付衆中村右馬助の召し使う陣夫一人について、中村主計助の訴えを退け、右馬助の使用を許す…633

天正七年(1579)六月二十日,後北条氏は、笠原助八郎私領鳩ヶ谷郷百姓が領主に対して訴訟を起こし、退散したのを裁許し鈴木勘解由を処罰し、舟戸大学助を赦免する…634

天正七年(1579)七月五日,築田持助は、下河辺郷に、同郷の洪水について三か条の定書を発給する…636

天正七年(1579)十一月十六日,不動院頼長は、金剛寺等三か寺に修験大沼房と宝積房の土地相論について、聖護院門跡の奉書を申請した旨を報ずる…637

天正八年(1580)正月十九日,北条氏政は、聖護院門跡道澄の証文により、小淵不動院に東上州の年行事職を安堵する…638

(天正八年・1580)三月二十一日,足利義氏は、北条氏照に、埼玉郡内の久喜等五郷から毎年五十人、二十日間の人足徴発を命ずる…639

天正八年(1580)六月二十八日,後北条氏は、福巖寺領についての訴訟を裁許し同寺領を安堵する…639

(天正九年・1581)六月二十六日,北条氏政は、大田窪千葉殿領分百姓中に、陣夫徴発の旧例と現況の報告を命ずる…640

(天正九年・1581)七月八日,北条氏政は、岩付衆の鈴木雅楽助・金子中務丞・内山弥右衛門尉・金子越前守・道祖土図書助の着到を改定する…641

(天正九年・1581)十月十八日,梶原政景は、安房の岡本元悦・氏元父子に、上総大多喜城の落居、武田勝頼の書を佐竹義重に送ったことなどを伝える…644

(天正九年・1581)十一月二十七日,足利頼淳は、太田道誉に里見義頼の正木時綱討伐を伝え、道誉が頼淳方として働くことを要請する…646

(天正十年・1582)三月二十九日,岩付城の恒岡資宗・佐竹信宗は、牛村助十郎に比企郡井草郷の名主屋敷を宛行い、御領所の同郷の開発を命ずる…647

天正十年(1582)六月十日,不動院頼長は、足立郡大行院に、同院管下山伏の支配を認める。なお、上足立三十三郷の大行院支配を安堵した年欠七月二十七日付け慶忠・頼長書状を便宜ここに収載す…648

(天正十年・1582)八月十六日,北条氏政は、太田備中守と春日下総守に、上野国箕輪原出陣の様子を問い、自身の甲州出陣の意向を伝え兩人の一層の働きを命ずる…650

(天正十一年・1583)二月十九日,北条芳林は、上条宣順に関東の状況を伝え、上杉景勝の出陣を要請する…651

(天正十一年・1583)三月二十四日,北条氏照は、武田家旧臣天野宮内右衛門・同佐渡入道に、二十六日の出陣と二十八日の栗橋への着陣を命ずる…654

(天正十一年・1583)四月九日,足利義氏の遺臣らは、北条氏照に岩付・関宿在番衆から落合衆を引抜き、四月九日古河に着陣したことなどを報ずる…654

(天正十一年・1583)七月二十九日,豊臣秀吉は、太田道誉に本能寺の変以後の状況を十一か条に認めて伝え、今後の親交を願う…656

(天正十二年・1584)二月八日,岩付城主太田氏房は、井草細谷三弥守分と八林道祖土図書分百姓中に、昨年の大普請人足無用分のかわりとして、足立郡箕田堤の普請を命ずる…660

天正十二年(1584)三月三日,太田氏房は、安行金剛寺の寺領争論を裁許し、太田資正の証文により、金剛寺の寺領を安堵する…662

(天正十二年・1584)三月五日,北条氏政は、太田二郎左衛門尉に印判状を発給する…663

天正十二年(1584)三月十一日,太田氏房は、豊田和泉守の非儀を裁決し、宮城為業に、豊田を分国中から追放することを命ずる…663

(天正十二年・1584)六月晦日,後北条氏は、小淵不動院に、岩付から沼津までの伝馬三疋を出す…664

天正十二年(1584)八月八日,聖護院門跡道澄は、入東郡宮寺の地への玉林坊の違乱を停止し、同地を篠井観音堂に安堵する…665

(天正十三年・1585)正月十四日,後北条氏は、一色直勝に対し、利根川河東に在陣中は船渡往還を停止し、船橋一か所に定め置くことを命ずる…666

天正十三年(1585)正月,太田氏房は、勝田播磨守に、同姓三太郎を贅として同家を相続させることを認める…667

(天正十三年・1585)四月五日,北条氏政は、内田兵部丞・金子中務丞・道祖土道兼・鈴木雅楽助・藤波与五右衛門に、五月五日までに軍装整備を命ずる…668

(天正十三年・1585)五月一日,北条氏政は、下総国関宿城の修築について、太田康宗らに指示する…671

(天正十三年・1585)七月十日,北条氏政は、その息氏房の婚儀のため岩付への出立行列次第を、太田備中守らに指令する…671

(天正十三年・1585)八月二十日,後北条氏は、鷲宮神社に集積した小荷駄を、陣中へ運搬するよう、鷲宮神主に命ずる…673

(天正十三年・1585)十一月十五日,太田氏房は、岩付城車橋内の戸張番の掟書九か条を定める…674

天正十四年(1586)三月十一日,太田氏房は、埼玉郡の西光院の寺領を安堵し、岩付城繁栄を祈念させる…676

(天正十四年・1586)六月十一日,太田氏房は、岩付城普請のために、比企郡三保谷郷より男子一人も残さず召集し、十五日までに岩付城に参集することを、代官道祖土道兼に命ずる…676

天正十四年(1586)九月二十八日,太田氏房は、平林寺に対して、大安寺・安楽寺および寺領馬籠・四条村を安堵する…678

天正十四年(1586)十一月二十三日,後北条氏は、下総国葛飾郡金野井本郷の検地明細書を出し、この年の納入年貢を八十八貫八百五十文と定める…678

天正十四年(1586)十一月二十九日,太田氏房は、埼玉郡法華寺の春首座に、寺領十貫文を与える…682

(天正十五年・1587)正月六日,太田氏房は、小田原城修築のために、人足三人を出役させるよう関根石見守に指令する…683

天正十五年(1587)正月二十八日,太田氏房は、埼玉郡大相模の不動院に、禁制三か条を発する…684

(天正十五年・1587)三月十九日,太田氏房は、籠の材木御用の人夫五人の出役を比企郡井草の細谷資満分に賦課する…685

(天正十五年・1587)六月十四日,太田氏房は、一手組二十人の出役人足の監督として、石倉の小奉行に鈴木雅楽助を命ずる…686

(天正十五年・1587)七月十一日,太田氏房は、渋江鑄物師の諸公事を免除する…687

(天正十五年・1587)八月二十五日,太田氏房は、埼玉郡箕輪下六貫文の地を、勝田大炊助に給与し、鉄砲一挺・足軽一人の軍役を定める…687

天正十五年(1587)十月十八日,太田氏房は、埼玉郡飯塚の法華寺に対して、門前の諸公事および棟別・諸勧進を免除する…688

(天正十五年・1587)十二月二十四日,太田氏房は、来年の出陣に備え、妻子を二十八日までに岩付城に入城させ、兵糧を来年正月五日までに納入することを道祖土道兼・内山弥右衛門尉に命ずる…689

(天正十六年・1588)正月五日,太田氏房は、道祖土道兼・鈴木雅楽助に対して岩付御領分の兵糧を調査し、三十日までに岩付城大構に納入することを命ずる…691

(天正十六年・1588)正月六日,太田氏房は、岩付城外構の修築のため、人足三人の出役を、比企郡井草本郷の下井草比企分・角泉立川分に指令する…692

天正十六年(1588)二月三日,下総国水海城主築田助縄は、葛飾郡赤岩新宿に五か条の制令を定め、大泉坊に赤岩新宿の屋敷十間の諸役不入を認める…693

天正十六年(1588)三月二十日,太田氏房は、岩付城留守普請の人足三人の出役を、道祖土道兼に指示する…694

天正十六年(1588)五月十三日,太田氏房は、浄国寺の法談において、聴衆・見物人等の狼藉を禁止する…695

(天正十六年・1588)六月二十一日,築田助縄は、大泉坊に、大峰社等への代参派遣を依頼する…696

(天正十六年・1588)九月十七日,太田氏房は、埼玉郡黒浜の真浄寺に、禁制二か条を下す…697

(天正十六年・1588)十月十一日,後北条氏は、下総国葛飾郡金野井本郷の本年納入年貢を、水害のため減免して、八十二貫余を七十三貫五百六十七文とする…698

天正十七年(1589)三月十四日,太田氏房は、平林寺住持上洛中に非法があれば奏者に注進するよう同寺に指示する…699

(天正十七年・1589)三月二十四日,太田氏房は、岩付御領所糟壁の諸役免除と、大普請役・棟別役の勤仕を指令する…700

天正十七年(1589)八月七日,太田氏房は、岩付より鷺宮まで、兵糧を一日に三駄ずつ通すことを、鷺宮神社に許可する…701

(天正十七年・1589)十一月二十六日,太田氏房は、比企藤四郎に比企郡井草内の六貫文を給付し、軍役を鉄砲一挺と定め、あわせて足立郡安行内の慈林寺村十七貫文の地を安堵する…701

(天正十八年・1590)正月十八日,太田氏房は、勝田大炊助以下の七人に、着到改定による軍装

整備を賞し、伊達房実の指揮に従うよう命ずる…702

天正十八年(1590)二月六日、水海城主築田助縄は、下総国葛飾郡吉川郷における盗賊追捕の功により、戸張筑後守に感状を与える…703

(天正十八年・1590)二月十二日、太田氏房は、岩付城普請役として、屋敷一間につき一人宛を出役するよう道祖土道兼に指令する…704

(天正十八年・1590)四月八日、伊達房実は、北条氏直の命に従い、岩付領の兵糧を四月十五日までに岩付城大構内に納入することを鈴木雅楽助に指令する…705

(天正十八年・1590)四月二十日、常陸の太田道誉は、豊臣秀吉の関東下向を告げ武蔵国回復を果たし、高野山に参詣したい旨を高野山清浄心院に伝える…706

天正十八年(1590)四月、豊臣秀吉は、忍領の龍淵寺・熊谷に禁制三か条を発する…707

天正十八年(1590)五月十五日、太田氏房は、平川資吉の戦功を賞して、感状を与える…708

(天正十八年・1590)五月二十二日、岩付城は、豊臣秀吉の派遣した浅野長吉・木村一らの軍勢により陥落する…709

天正十八年(1590)五月、豊臣秀吉は、埼玉郡久喜郷の甘棠院に禁制三か条を下す…724

天正十八年(1590)六月五日、後北条氏は、鷲宮神社細谷泰秀・満寿に、社領百五十九貫七百文の地を安堵する…726

天正十八年(1590)六月十六日、太田氏房は、天野主殿助に、私領内の永代売および借錢・徳政を認める…727

(天正十八年・1590)六月二十四日、太田氏房の妻小少将は、岩付落城とその後について書状で述べる…728

(天正十八年・1590)七月五日、小田原城主北条氏直らが降伏し、後北条氏は滅ぶ…729

(天正十八年・1590)、岩槻藩主高力清長は、糟壁新宿にその再興と農民の帰住、年貢について沙汰する…732

あとがき

春日部市史関係者名簿